

# 平成 30 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修（横浜市）に関するお知らせ

横浜市が実施する相談支援従事者初任者研修の日程が決まりましたので、お知らせします。

本研修は、演習（4～6日目）を2つの日程に分けて実施します。日ごとにコースを選択するのではなく、3日間まとめていずれか一つのコースを受講していただきます。（いずれのコースも、研修内容は同じです。）

なお、受講者募集は6月上旬から7月上旬に行いますので、後日「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載する実施要項等を確認のうえ、お申し込みください。

## 【研修日程】

	1 コース	2 コース
1 日目	平成 30 年 8 月 22 日（水）	
2 日目	平成 30 年 8 月 27 日（月）	
3 日目	平成 30 年 9 月 4 日（火）	
4 日目	平成 30 年 9 月 18 日（火）	平成 30 年 9 月 28 日（金）
5 日目	平成 30 年 10 月 3 日（水）	平成 30 年 10 月 11 日（木）
6 日目	平成 30 年 10 月 18 日（木）	平成 30 年 10 月 29 日（月）

※ 時間は、各日概ね午前9時30分～午後5時30分までの予定ですが、カリキュラムによって前後することがあります。ご了承ください。

【定 員】 各コース 100 名 計 200 名

※ 受講コースは指定させていただきます。変更はできませんので、ご了承ください。

## 【その他】

- 相談支援専門員になるためには、本研修の修了と従事する業務内容により規定されている実務経験年数を満たす必要があります。
- この研修は、横浜市内に所在する事業所に所属する相談員等を対象に実施します。事業所が市外に所在する場合は、本研修の受講はできません。
- この研修は、全日程の参加をもって修了となります。遅刻、早退や欠席は認められておりません。また、遅刻、早退や欠席に対する補講等もありませんので、ご注意ください。
- 資料代等実費相当額を受講者負担とします。
- 申込者が定員を超過した場合は、指定事業所として申請済み及び申請を予定している事業所の方を優先するなど一定の要件に基づき選考を行い、受講者を決定します。
- 横浜市では、平成 30 年度限りで指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への運営支援費の助成を行う予定です。対象要件等は後日周知いたします。
- 平成 30 年 7 月 2 日（月）（終日）に横浜市内の相談支援事業所を対象とした集団指導を実施いたします。これから事業所の開設を予定されている方もご参加いただけます。
- 平成 30 年 7 月 23 日（月）（PM）に指定特定相談支援事業所開設説明会を実施します。こちらもおあわせてご参加ください。

<担当> 横浜市健康福祉局障害福祉課 吉原・野村  
TEL 045-671-3602  
FAX 045-671-3566